

砥部町子ども・子育て支援会議における公募委員の選考に関する要領

平成25年9月27日

砥部町告示第125号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町子ども・子育て支援会議条例（平成25年砥部町条例第21号）第4条第2項に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成19年砥部町告示第37号）第8条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募委員数は、3人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在で18歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に開催する砥部町子ども・子育て支援会議に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の3以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 国及び地方公共団体の議会議員、行政委員会の委員及び常勤の公務員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

- 2 応募者は、砥部町子ども・子育て支援会議「公募委員」応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入して、募集期間内に持参するか、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町子ども・子育て支援会議公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、副町長、子育て支援課長、学校教育課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、副町長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、子育て支援課に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、砥部町子ども・子育て支援会議「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表第1）により評価して、候補者を選考する。選考に当たっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第8条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用するもので、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、平成25年9月27日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第69号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

砥部町子ども・子育て支援会議の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、副町長が抽選をして、候補者の順位を決定する。

得点合計が 45 点（満点 90 点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員 1 人当たり 配点	審査のポイント
性別	3 点	公募委員を除いた委員候補者に、女性が 3 割以上確保できていないとき、 女性に… 3 点
生年月日	3 点	公募委員を除いた委員候補者に 10 歳区分に分けた同世代がいらないとき… 3 点 10 歳区分に分けた同世代が 1 人しかいないとき… 1 点
年齢	3 点	30 歳未満… 3 点 40 歳未満… 2 点 50 歳未満… 1 点
職業	3 点	①国及び地方公共団体議会議員、行政委員会委員、常勤の公務員…失格 ②上以外の公務員… 1 点 ③上の①②以外… 3 点
現在、あなたが選任（応募）されている他の附属機関等	3 点	ない… 3 点 1 つある… 1 点 3 つ以上ある…失格
子育て支援施策に対する意見や応募の動機など	15 点	砥部町の子育て支援施策の推進に対して意欲や熱意が とても感じられる。… 5 点 感じられる。… 3 点 論理に一貫性があり、まとまっていて とてもわかりやすい。… 5 点 わかりやすい。… 3 点 応募動機が 特に優れている。… 5 点 優れている。… 3 点
合計	30 点	